

右に對し會社側は次の如く回答した。

一、荷物の取扱先は會社の自由にして他人の容喙すべき限りにあらず、加之丸本の取扱は全體の約三割のみなれば、之に依りて丸三が經營難に陥るの道理なしと信ず。

越えて翌十四日會社は曩の代表等を招致し正式に拒絶したる所、組合側より再考を要求され、更に十五日兩者會見したが、會社側は斷然要求に應じ難き旨回答した。

組合側は此の回答を得て同日理事會並に臨時總會を開催し、小岩井相助氏議長となりて協議を遂けたる結果、今回の問題は會社が丸三運送店と相謀り勞働組合撲滅の戰端を開きたるものなれば組合擁護の爲め之に應戰すべしと爲して總罷業の決行を決議し、同日午後六時半頃河口源太郎氏外一〇名會社に赴き、左記の要求書を提出し第一乃至第十六釀造工場工員は明日より一齊に罷業をなす旨を通告した。次いで翌十六日より總罷業に入るこゝとなり、こゝに我國未曾有の大爭議は開始されたのである。

要求條項

- 一、賃銀一割増給、但し女工は二割。
- 二、解雇老衰退職手当改正(従來の率へ動額一ヶ月に付一日分加算)。
- 三、各工場に於いて挿工徒弟を養成すること。
- 四、年末賞與最低限度制定、最低一ヶ月分とするこゝ。
- 五、入社より熟練工に對する期間制定、四ヶ年とするこゝ。

六、日雇工に對し工具扶助規定適用、現在の半額を全額とするこゝ。

七、團體協約權承認

第四章 爭議の經過

九月 十六日第十七工場を除く工員一、三五八名が一齊に罷業を執行するや、會社は之に應じて當分休業する旨を發表し社員をして諸味糶其他原料の手入を行はしめて持久戰に備へた。次で外に對しては先づ町内有志の會同を求めて爭議發生に至りし事情を會社の立場を釋明すると共に色々の聲明書ビラ等を頒布して大いに輿論の歸趨を會社側に有利ならしむる様努力するに同時に社内職員の結果に努むる所があつた。爭議團は之に對して直ちに團長(小岩井相助氏)以下各責任者を定め防備隊、訪問班、情報係等を編成して陣容を整へ、又演說會聲明書ビラ等を以て大いに宣傳に努めて之に對抗した。

二十三日に至り會社は正式に書留郵便を以て曩に爭議團より提出したる要求事項を拒絶した。

而して此時兩者の焦點は第十七工場の作業開始の如何にあるので爭議團は所屬工員の家庭訪問其他に全力を盡して組合加入を誘引した。之に對し會社亦極力之を阻止して組合の侵入に備へ遂に二十七日作業を開始するに至つて大に氣勢を擧げたのである。依つて爭議團は益々團員の結束に努むるに同時に行商隊等を組織して飽く迄持久戰を以て臨むべく決議した。三十日會社は工員一四六名(小岩井相助氏外四十五名懲戒解雇)を解雇すると共に爭議團の切崩しに着手し團員一同に對して「工員諸君に勸告す」云ふ勸告状を出した。此間に在つて社會民衆黨千葉縣第一支部は野田町外各町村